

令和 8 年度むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付実施要領

令和 8 年 8 月 28 日制定

1 目的

本事業は、島外に住所を有する本町出身者及び本町出身者の親族（以下「出身者等」という。）に対して沖永良部島への来島を促すことで、郷土愛の醸成及び移住定住の促進を図るとともに、観光需要の平準化を目指すものです。町内の宿を利用した場合に限り、旅費の一部を助成します。

2 根拠及び定義

和泊町「むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付要綱」（令和 年和泊町告示第 号）を根拠とし、この要領において掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりです。

用語	定義
出身者等 （右記のいずれかを満たすもの）	本籍が本町にある者（除籍含む）及びその親族（直系 2 親等以内及び配偶者）
	親族（直系 2 親等以内及び配偶者）が本町に住所を有する者
	一定期間（5 年間）以上本町に住所を有したことがある者
町内の宿	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）その他法令に基づき、旅は住宅宿泊事業を本町内で営む宿泊施設

3 補助対象者等

- (1) 補助対象者 前条で定義する「出身者等」
- (2) 出身者等の複数人による同行程の申請の場合は 2 名までを補助対象者とする。
- (3) 補助対象者への補助金の交付は、年度一回限りの交付とする。
- (4) 補助対象者への補助額は次のとおりとする。
 - ア 交通費 1 人当たり 15,000 円を上限とし、実費額又は上限額のいずれか低い方とする。
 - イ 宿泊費 1 人 1 泊当たり 2,000 円を上限とし、かつ 5 泊を限度

とする。

ウ 旅先納税事務局株式会社ジャルパックが実施する「奄美群島 e しまギフト」の和泊町内の加盟店における、奄美群島 e しまギフト利用者 1 人当たり 5,000 円とする。

4 補助金交付額算出例

事例【大人 1 名 2 泊 3 日（鹿児島→沖永良部島）】

○実際に要した経費：112,160 円（①+②+③）

《内訳》

①交通費：鹿児島市内→鹿児島空港リムジンバス（往復）3,000 円

鹿児島空港→沖永良部空港（往復）83,160 円

②宿泊費：和泊町内宿泊朝食付（8,000 円×2 泊）16,000 円

③奄美群島 e しまギフト（ふるさと納税）利用：10,000 円（寄付額の 30%「3,000 円」がギフト発行額）

○補助金交付額：24,000 円（①+②+③）

○翌年の所得税および個人住民税控除額：8,000 円（※）

《内訳》

①交通費：15,000 円（上限額） ②宿泊費：4,000 円（2,000 円×2 泊）

③奄美群島 e しまギフト（ふるさと納税）利用者：5,000 円（固定額）

※寄付額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税および個人住民税からそれぞれ控除が受けられる。

5 実施期間

本事業の実施期間は以下のとおりとします。

(1) 令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで

(2) 令和 9 年 2 月 1 日（月）から令和 9 年 3 月 11 日（木）まで

※上記期間中に実施された旅行が対象です。

6 申請方法

交付要綱第 6 条に定める以下書類を揃え、所定の様式により提出してください。

(1) 第 1 号様式（申請・請求書）

- (2) 第2号様式（宣誓書・同意書）
- (3) 対象経費の領収証及び奄美群島eしまギフト利用に係る経費を明らかにする書類（搭乗・乗船証明及び宿泊・交通費領収証等）
- (4) 本人確認書類
 - ・1点提示で良いもの：運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等顔写真付証明書
 - ・2点提示が必要なもの：健康保険証・年金手帳・介護保険被保険者など法律の規定により国又は地方公共団体の機関が発行したもの。
- (5) アンケート調査票（オンライン回答可）

7 決定・確定通知の取消し又は補助金の返還

次の各号のいずれかに該当する場合には決定・確定通知を取り消すこと、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただきます。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき
- (2) 補助事業の実施方法が不相当と認めたとき
- (3) 決定・確定通知の内容又はその他町長の指示に違反したとき
- (4) その他この要綱等の規定に違反したとき

8 申請及び問合せ先

和泊町役場 企画課 観光推進係

〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊 10 番地

TEL：0997-84-3512 FAX：0997-92-2116

メールアドレス：aemori@town.wadomari.lg.jp

9 その他

本要領に定めのない事項は、交付要綱及び和泊町長の指示により判断します。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 28 日から施行する。